



「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画」について県民の皆さんの御意見を募集します。

本県の建設業を取り巻く厳しい労働環境を踏まえ、国や関係団体と協力し、建設工事従事者の安全と健康の確保、処遇の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資することを目的に、徳島県としての計画の策定を進めているところです。

この度、徳島県計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんの御意見をうかがい、反映させることで、さらにより良い計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたの御意見をお聞かせください。

1 御意見の募集期間

令和2年12月18日（金）～ 令和3年1月18日（月）

2 御意見の提出方法

御意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室宛て

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室宛て

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県土整備部 建設管理課 振興指導担当

電話：088-621-2523 FAX：088-621-2864

メールアドレス：kensetsukanrika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2255 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名として御利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画」ってどんな計画？

建設業は、社会資本の整備や適切な維持管理に重要な役割を果たし、災害発生時には県民の生命・財産を守る地域の守り手としてなくてはならない存在ですが、その一方で、建設業における若者の入職の減少とともに建設工事従事者の高齢化が進行しており、担い手の確保が急務となっています。

このような状況を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資することを目的に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第9条に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画」を策定します。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資するよう、建設現場で働く人たちの安全と健康の確保や処遇の改善について、御意見や具体的な内容などの御提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいた御意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、御意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいた御意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、御意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんので御了承ください。